

移動等円滑化取組計画書

令和5年6月26日

住 所

広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

事業者名 広島県廿日市市

代表者名（役職名及び氏名）

廿日市市長 松本 太郎



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

宮島栈橋旅客ターミナルは、広島県が所有する1号栈橋、2号栈橋、3号栈橋と本市が所有する待合所で構成され、本市が維持管理を一体的に行っている。また、船舶利用者に対する誘導及び支援は一般旅客定期航路事業者に委ねている。

(1) 旅客施設の整備に関する事項

- ・ 旅客ターミナルはバリアフリー法に基づく基準を満たしているが、老朽化が進んでいる。より利用しやすいものとなるよう利用者の声を取り入れ改善を行っていく。
- ・ 浮栈橋及び連絡橋は、潮汐の干満により縦断勾配が急になることがあるが、船舶利用者に対する誘導及び支援は一般旅客定期航路事業者が行っている。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・ 運航情報において、不測の事由等により船舶の欠航等が発生した場合は、全島町内放送及び旅客ターミナル館内放送により情報提供を行う。
- ・ 車椅子利用者に対しては、旅客事業者の職員が声かけを行い、旅客施設における誘導支援を実施する。
- ・ 旅客支援が実施できるよう旅客事業者の船員・乗組員に対して、2024年度までに支援に関する講習を旅客事業者が行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
なし	なし

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
なし	なし

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員による旅客の誘導支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者等に対して、必要に応じて旅客の誘導支援が行えるよう職員を配置し可能な限り実施する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶運行情報については、各々の船舶会社が責任をもって、利用者に対して呼びかけや張り紙等で状況提供している。 ・ 宮島栈橋旅客ターミナル内では、本市や船舶会社からの要望等を受けて宮島観光協会が館内放送で情報発信している。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇に関する講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> 旅客事業者が船員・乗組員に対して、高齢者、障害者等への声かけ、旅客支援に関する講習を行う。(～2024 年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
なし	なし

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を広島県、本市及び旅客事業者で共有するとともに、取組の改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
なし	なし	

V 計画書の公表方法

<ul style="list-style-type: none"> 市公式ホームページで公表する。

VI その他計画に関連する事項

--

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。